

第9回「五木村の今後の生活再建を協議する場」(通常会議) 協議概要

日 時：平成27年8月31日(月) 14:00~15:45
場 所：熊本県五木村役場 大会議室
出席者：(国) 九州地方整備局河川部長、同河川調査官、
同川辺川ダム砂防事務所長
(熊本県) 企画振興部長、土木部長
(五木村) 村長、村議会議長

<議事>

○五木村の今後の生活再建について

<結果>

「協議する場」において、以下の議事が交わされた。

- ① 第8回「五木村の今後の生活再建を協議する場」以降の取組の進捗
- ② 今後の生活再建事業実施に向けた課題と要望
 - ・村より国と県に、スピード感を持った生活再建が可能となるよう、今後の事業実施にあたり、引き続き現行の予算制度を活用した取組を進めてほしいとの要望。
 - ・村より国に、水没予定地での営利活動を可能とする制度の活用への一層の協力を要望。
 - ・村より県に、国道445号(九折瀬地区)の1日も早い供用開始を要望。
 - ・村より県に、水没予定地の利活用を行う場合の占用料の免除を要望。
 - ・村より国と県に、各河川管理区間に堆積した土砂の搬出を要望。
 - ・村より国と県に、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業に関する財政的支援を要望。
 - ・県より国に、国道445号(九折瀬地区)等の整備に必要な交付金について配慮を要望。
 - ・村より県に、これまでの財政支援の成果の検証を要望。
 - ・村より国と県に、雇用確保のための企業、研究機関等の誘致の要望。
- ③ 川辺川ダムに関連する五木村の生活再建の今後に向けた国・県の取組
 - ・国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業を五木村及び熊本県が実施するに当たって、引き続き財政面・技術面で可能な限りで支援する。
 - ・国は、村の要望を踏まえ、近年頻発する土砂災害に迅速・的確に対応するため、川辺川ダム砂防事務所に、新たに九州防災・火山技術センター「土砂災害対策分室」を設置し、技術的な支援を行う。
 - ・国は、水没予定地の利活用について、民間事業者等による利用を可能とする河川敷地の占用制度の活用を引き続き進めるとともに、河川法の手続きについても円滑に進める。
 - ・国は、河川の堆砂対策等について、今後も出水での状況をモニタリングしながら、必要に応じ実施する。
 - ・県は、五木村の振興に必要な国道445号(九折瀬地区)の整備について、両岸の整備方針に沿って、村と連携しながら早期完成を目指し、事業を進める。
 - ・県は、五木村振興交付金により村の取組に引き続き財政支援を行う。
 - ・県は、水没予定地の利活用について、占用許可を取得しているエリアでは占用料の免除を既に行っており、今後、占用許可の取得の際には、事前に相談を受ける。
 - ・県は、竹の川地区の掘削を予定しており、今後も村の協力を得ながら取り組む。
 - ・県は、財政支援の成果について、どのような検証が可能か村と相談しながら対応を検討する。
 - ・県は、中間土場等の新たな取組を進めながら、雇用確保のため、他にどのようなことが可能なのか、村と相談のうえ検討する。